

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」

への意見

遺伝子組み換え作物に対する消費者や生産者の不安や疑問は依然として根強いことを踏まえ、現行条例は基本的に維持するべきと考えます。そのうえで、新しい育種技術であるゲノム編集技術を用いた作物（以下、ゲノム編集作物）と同条例との関係を早急に整理する必要があると思います。

①ゲノム編集作物は国が定める遺伝子組み換え作物に該当しないとしても、安全性についての消費者の不安は払しょくされていません。そのため、ゲノム編集食品の流通・販売にあたっては国への届出や情報開示が求められています。今後、育種技術は遺伝子組み換えからゲノム編集に大きくシフトする可能性があります。北海道の農産物は国内だけではなく、海外においても高い知名度があり、安心・安全のブランドとなっています。

このような北海道の農業を鑑みると、従来の育種と変わらないという理由でゲノム編集作物の栽培に何も規制がないという状況は不安です。ゲノム編集作物の栽培の段階でも、条例等による規制も含めたなんらかのルールが必要であると考えます。

②また、ルール作りのためにゲノム編集作物の安全性、消費者が購入したいかどうか、北海道での栽培の是非、従来の遺伝子組み換え作物との違いなどについての消費者、生産者など、幅広い道民の意識調査を行う必要があると考えます。

以上